

発議第14号

遊佐町議会議規則の一部を改正する規則の制定について

標記の議案を別紙のとおり、遊佐町議会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月10日

遊佐町議会

議長 土門治明殿

提出者 遊佐町議會議員 高橋赳治

賛成者 遊佐町議會議員 赤堺英一

同 萩原和幸

同 松永裕美

同 佐藤光保

(別 紙)

## 遊佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

遊佐町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

### 遊佐町議会会議規則の一部を改正する規則

遊佐町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故のため」を「公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければならない」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 提 案 理 由

「標準」町村議会会議規則の一部改正により、本会議や委員会における欠席事由の明文化及び請願書に係る押印規定の見直しを行うため、提案するものである。